

(3) 産後ケア事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省調査	6,648	7,658	1,010	—

事案の概要	産後ケア事業は、市区町村が、病院、診療所、助産所、その他市区町村が設置する場所（こども家庭センター、保健センター等）等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業である。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 事業の利用状況について 2. 利用が低調な市区町村について</p> <p>利用率が低調な市区町村については、支出する単価が高額化する傾向にあることから、早期に対応策を講ずることが必要である。特に、提供体制に課題を抱えている市区町村が多いことから、市区町村に対して居宅訪問型の更なる活用の推進を図るとともに、都道府県において適切な実態把握を通じた市区町村への広域的な支援・調整を行うべきである。</p> <p>都道府県の広域連携体制の構築は現状では十分とは言えないことから、こども家庭庁は、広域連携体制の構築に向けた都道府県への助言・指導を行なうほか、好事例の収集・横展開を行い、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきである。</p> <p>3. 利用につながりやすい環境の整備について</p> <p>本事業利用の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入率は低い状況にあることから、こども家庭庁は、国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきである。</p>	<p>1. 事業の利用状況について 2. 利用が低調な市区町村について</p> <p>提供体制への課題に対しては、「子ども・子育て支援法」の改正により、令和7年4月から産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けた上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村の委託先確保が困難な場合には、都道府県が管内市区町村を取りまとめて委託契約を調整する等の広域調整を担うことが望ましいこと ・ 各都道府県等が産後ケア事業に係る潜在的ニーズを含めた「量の見込み」や「提供体制の確保の内容」等を子ども・子育て支援事業計画に定めて、計画的に市区町村の提供体制の整備を進めていくこととしている。 <p>さらに、令和7年度において、子ども・子育て支援推進調査研究事業の中で「産後ケア事業の実施に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）を実施しており、今後、調査結果も踏まえ、広域連携体制の構築や居宅訪問型に係る事例等の収集を行い、事例集の更新等を実施することで、市区町村での産後ケアの充実を図っていく。</p> <p>3. 利用につながりやすい環境の整備について</p> <p>調査研究事業において、オンライン申請の導入状況を把握するとともに、市区町村での取組状況を把握し、利用に係る手続きの簡素化に資するような好事例の横展開を行っていく。</p> <p>また、産婦が利用可能な施設を簡便に検索できるよう、厚生労働省が運用しているウェブサイト「出産なび」のなかで、産後ケア事業に関する情報を掲載することを検討する。</p>